

令和4年度65歳超雇用推進助成金

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースがあります。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

<概要> 令和4年4月1日以降に、A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D. 他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

<支給額> 支給額 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

A：65歳以上への定年の引上げ、B：定年の定め廃止

措置内容 60歳以上被保険者数	65歳	66歳～69歳		70歳以上	定年の定め廃止
		5歳未満の引上げ	5歳以上の引上げ		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

C：希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上被保険者数	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

D：他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

<主な支給要件>

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること 他

Ⅱ 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

<概要> 高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下の通りです。(実施期間：1年以内)

- 高齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- 高齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- 高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- 高齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- 専門職制度など、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入

<支給額> 上記の支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額を支給します。

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

<主な支給要件>

- 「雇用管理整備計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画の認定を受けていること
- 上記計画に基づき、高齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況および雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
- 雇用管理整備の措置に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと 他

Ⅲ 高齢者無期雇用転換コース

<概要> 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して助成金を行うコースです。

<支給額> 対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業事業主	中小企業事業主以外
48万円(60万円)	38万円(48万円)

※1 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。

※2 ()内は生産性要件を満たした事業主に適用される金額です。

<主な支給要件>

- 「無期雇用転換計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画の認定を受けていること
- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること 他